

傍聴の皆さまへ

1 傍聴にあたって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 傍聴者は発言しないようにお願いします。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないでください。
- (3) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないでください。
- (4) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないでください。
- (5) 会場において飲食又は喫煙をしないでください。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
ただし、事前に審議会等の会長等が認めた場合は、この限りではありません。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないでください。

2 会議の秩序の維持

- (1) 上記1の他、傍聴される方は、職員の指示に従ってください。
御不明な点は、職員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただきます。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。